

小規模通所介護事業所における 地域密着型通所介護等への移行について

1 概要

小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、介護保険法（平成9年法律第123号）及び関係政令の改正により、平成28年4月1日から市町村が指定権者となる地域密着型通所介護等へ移行することとされています。

2 移行の判断基準

事業所が改めて届出を行う場合を除き、現在、届出がされている利用定員により判断されます。

定員18人以下

・地域密着型通所介護事業所（市町村指定）
・サテライト事業所（通所介護、小規模多機能型居宅介護）

定員19人以上

・指定通所介護事業所（県指定）

◆注意事項

- ・前年度の月平均延べ利用者数による報酬算定上の規模区分（小規模、通常規模、大規模）や実際の利用者数に関わらず、利用定員により判断されます。
- ・サービスの提供単位ごとの利用定員ではなく、事業所全体の利用定員で判断されます。

3 地域密着型通所介護への移行について

(1) みなし指定について

地域密着型通所介護への移行に際しては、施行日（平成28年4月1日）において、通所介護の指定を受けている事業所は、事業所の所在市町村の長から指定を受けたもの（施行日の前日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの）とみなす取扱い（みなし指定）がされ、新たな指定の申請は不要となっています。

みなし指定は、改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日まで効力を生じます。

(2) みなし指定の辞退について

別紙「地域密着型通所介護に係るみなし指定を辞退する旨の申出書」を提出することにより、みなし指定を辞退することができます。サテライト事業所に移行する場合には提出が必要です。なお、事業所を廃止する場合は廃止届の提出のみで足りません。

4 介護予防通所介護について

地域密着型通所介護に移行するのは「介護給付」の通所介護であり、「予防給付」については、市町村の総合事業への移行までの間、県の指定となります。

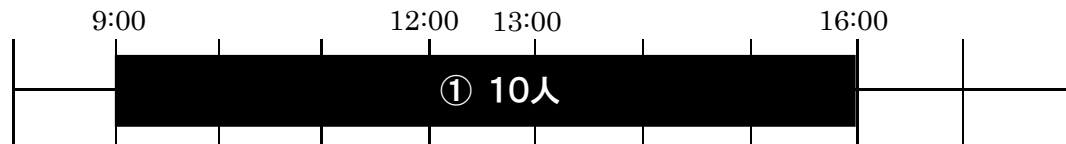
そのため、通所介護と介護予防通所介護の指定を受けている事業所については、「介護給付」が市町村に移行した後に管理者の変更等がある場合、「介護給付」の指定権者である市町村と「予防給付」の指定権者である県の両方に届出が必要です。（更新申請も同様です。）

利用定員について(地域密着型通所介護事業所となる場合)

◆ 1単位でのサービス提供

<単位①>

- ・ 営業日、サービス提供時間：月曜日～金曜日、9時～16時
- ・ 利用定員：10人



⇒ 移行の判断基準となる利用定員は10人

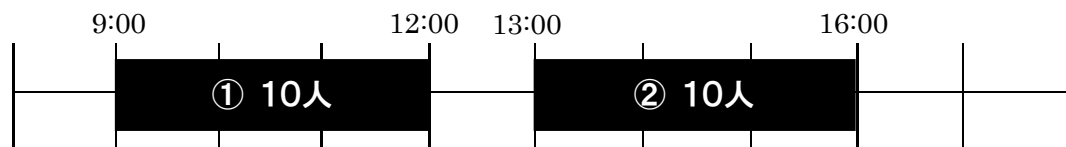
◆ 2単位でのサービス提供

<単位①>

- ・ 営業日、サービス提供時間：月曜日～金曜日、9時～12時
- ・ 利用定員：10人

<単位②>

- ・ 営業日、サービス提供時間：月曜日～金曜日、13時～16時
- ・ 利用定員：10人



⇒ 移行の判断基準となる利用定員は10人

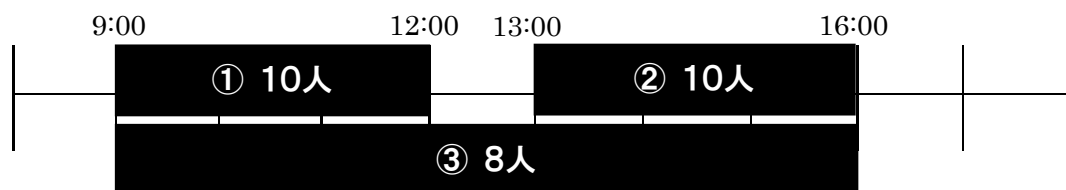
◆ 3単位でのサービス提供

<単位①、②>

- ・ 営業日、サービス提供時間：月～金曜日、(単位1) 9時～12時、(単位2) 13時～16時
- ・ 利用定員：10人

<単位③> (単位①、②と場所を分けて実施)

- ・ 営業日、サービス提供時間：月～金曜日、9時～16時
- ・ 利用定員：8人



⇒ 移行の判断基準となる利用定員は18人

◆ 2単位でのサービス提供（曜日により定員が異なる場合）

<単位①>

- ・ 営業日、サービス提供時間：月～金曜日、9時～16時
- ・ 利用定員：10人

<単位②>

- ・ 営業日、サービス提供時間：土～日曜日、9時～16時
- ・ 利用定員：15人



⇒ 移行の判断基準となる利用定員は15人

利用定員について(指定通所介護事業所(県・中核市指定)となる場合)

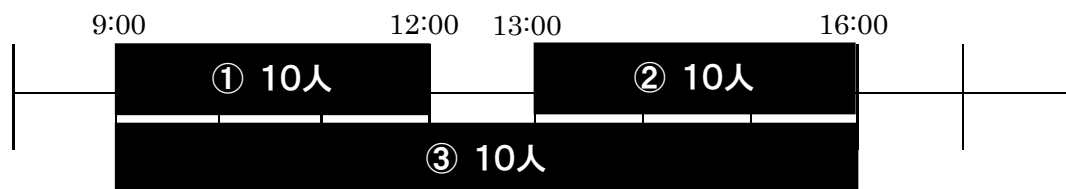
◆ 3単位でのサービス提供

<単位①、②>

- ・ 営業日、サービス提供時間：月～金曜日、(単位1) 9時～12時、(単位2) 13時～16時
- ・ 利用定員：10人

<単位③> (単位①、②と場所を分けて実施)

- ・ 営業日、サービス提供時間：月～金曜日、9時～16時
- ・ 利用定員：10人



⇒ 移行の判断基準となる利用定員は20人

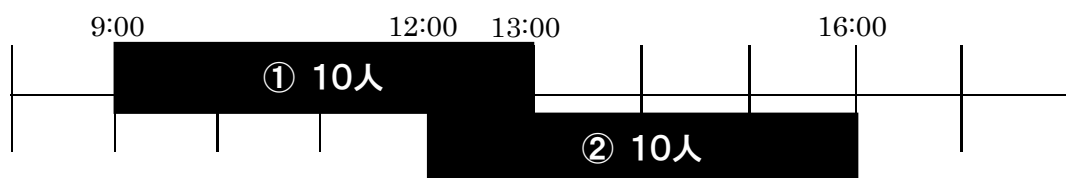
◆ 2単位でのサービス提供（サービス提供時間が一部重なる場合）

<単位①>

- ・ 営業日、サービス提供時間：月曜日～金曜日、9時～13時
- ・ 利用定員：10人

<単位②>

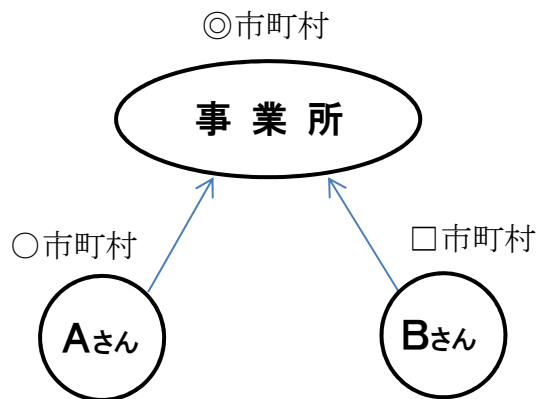
- ・ サービス提供時間：12時～16時（営業日、利用定員は単位①と同じ）



⇒ 移行の判断基準となる利用定員は20人

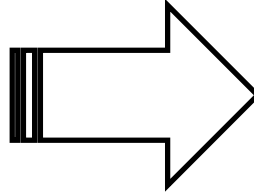
◆みなし指定の取扱いについて

パターン1



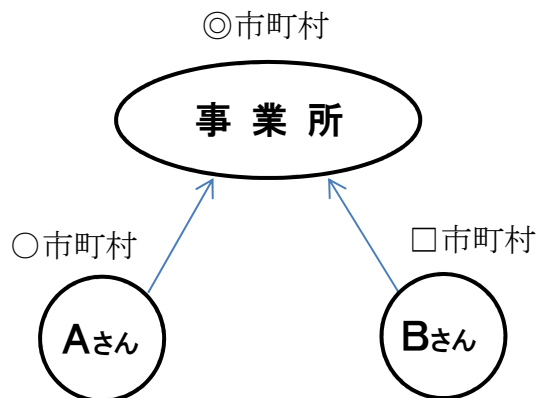
・ H28.3.31 時点で
利用契約あり

・ H28.3.31 時点で
利用契約あり



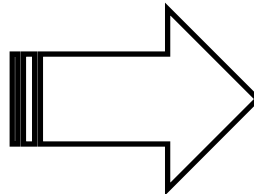
◎市町村（事業所所在市町村）
○市町村（Aさん保険者）
□市町村（Bさん保険者）
からみなし指定を受ける。

パターン2



・ H28.3.31 時点で
利用契約あり

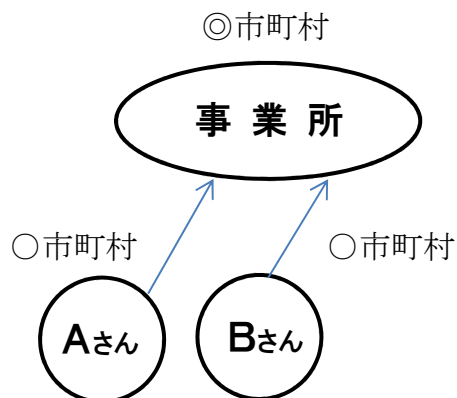
・ H28.4.1 からの
新規利用



◎市町村（事業所所在市町村）
○市町村（Aさん保険者）
からみなし指定を受ける。

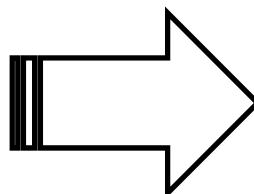
Bさんはみなし指定の対象と
ならないため、□市町村へ指定
申請が別途必要。

パターン3



・ H28.3.31 時点で
利用契約あり

・ H28.4.1 からの
新規利用



◎市町村（事業所所在市町村）
○市町村（Aさん保険者）
からみなし指定を受ける。

Bさんはみなし指定の対象と
ならないため、Aさんによりみ
なし指定がされていても○市
町村へ指定申請が別途必要。

■地域密着型通所介護へ移行する場合

1 移行に際しての手続と留意事項

- ・みなし指定により移行するため、特段の手続は不要です。
- ・現行の事業所番号をそのまま使用することとなります。
- ・移行後は指定権者が事業所所在の市町村となり、当該事業所に係る更新申請、変更届、加算の体制届の提出先となります。(実地指導、監査も当該市町村が行うこととなります。)
- ・原則的に事業所所在の市町村住民しか利用できません。(他市町村の利用者を受け入れる場合、当該市町村から指定を受けることが必要です。ただし、指定を行うかは事業所の所在市町村と利用者の保険者となる市町村の判断となります。)

2 平成 28 年 4 月 1 日以降の報酬区分について

報酬区分は、平成 27 年度の利用者実績に関わらず、現在の小規模型通所介護費相当となります。

3 運営推進会議について

地域密着型通所介護事業所は、地域との連携や運営の透明性を確保する観点から、「運営推進会議」を開催し、事業所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければなりません。

【構成メンバー】

利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センター職員 等

【開催頻度】

概ね 6 ヶ月に 1 回以上（複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合、まとめて開催することも可能です。）

【参考】「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業報告書」（一般社団法人日本認知症グループホーム協会）から一部抜粋

○調査結果要旨

(1) 運営推進会議の準備段階（一部抜粋）

- ・運営推進会議の開催は、平日の午後に開催されている割合が高く、半数以上の事業所が「4 人～8 人」程度の規模で開催していることが分かる。また、会場は 7 割以上が事業所内で行っている。
- ・事業所からの参加者は、管理者や計画作成担当者、法人代表者等が「固定メンバー」として参加しているケースが多いが、介護職員の参加については、会議の内容に応じて「変動メンバー」となっていることが多い。
- ・いっぽう、外部メンバーについてはほとんどの事業所で家族が参加しており、その他では「民生委員」「地域包括支援センター職員」「町内会長」の参加が多くなっている。また、利用者自身が参加している割合も 3 割程度となっている。

(2) 開催状況・内容（一部抜粋）

- ・会議の議事内容を見ると、いずれの事業所も「日ごろの活動報告」や「利用者の状況報告」「自己評価や外部評価の結果報告及び改善計画の提案」などが中心となっており、「防火・防災

訓練の実施の検討」「地域行事への参加の検討」「地域との相互交流のあり方についての検討」なども比較的が多い。

○運営推進会議の有効性に関する自由記載から一部抜粋

- ・より地域との協力をどう図っていくか前向きな意見がもらえる。
- ・直接的に入居者と対話されるのでお互いが顔見知りとなる。
- ・非常時の強い味方になってくれる意識が育っている。
- ・GHの存在を身近に感じてもらえるようになった。(立ち寄りやすくなったとのこと)

4 移行後の定員変更について

移行後（平成 28 年 4 月 1 日以降）に利用定員を 19 名以上に変更する場合、市町村に地域密着型通所介護の廃止届を提出するとともに、県に通所介護事業所の新規指定申請を提出する必要があります。

■サテライト事業所(通所介護)へ移行する場合

1 設置要件（詳細は別添指針参照）

- (1) サテライト事業所の位置は、**原則主たる事業所から自動車などによる移動に要する時間が概ね 30 分以内の範囲**とする。ただし、サテライト事業所を設置しようとする場所が特別地域加算対象地域及び中山間地域であり、この基準により難しい場合は、個別に設置の可否について協議することとする。
- (2) サテライト事業所の位置は長野市を除く長野県内とする。
- (3) 管理者が定期的にサテライト事業所の状況を自ら確認でき、また従業者の指導等を行う体制が整備されていること。
- (4) 利用者との契約、居宅サービス等に係る計画、サービス提供記録等の書類をサテライト事業所に保管する場合は、主たる事業所と同等の、施錠できる書庫等を備えること。

2 設置に係る手続（既存の指定通所介護事業所をサテライト事業所とする場合）

主たる事業所の管理体制等を確認した上で設置の可否を判断させていただくため、設置希望日の 1 か月前までに介護支援課へ協議して下さい。協議に必要な書類は以下のとおりです。

- ①通所介護に係る付表（6-1、6-2）
- ②サテライト事業所の位置を記した地図
- ③サテライト事業所と主たる事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図
- ④サテライト事業所に係る土地・建物登記、賃貸借契約書
- ⑤サテライト事業所に係る平面図、配置図
- ⑥サテライト事業所の住所が記載された運営規程
- ⑦サテライト事業所の勤務体制一覧表
- ⑧主たる事業所とサテライト事業所との間の相互支援体制を示す書類
- ⑨サテライト事業所の 1 か月の延利用者推計数
- ⑩サテライト事業所に係る介護報酬算定のための届出書及び体制等一覧表

3 事前協議後の手続

事前協議の結果、サテライト事業所の設置が認められた場合、事前協議時に提出した書類と変更届出書を管轄の保健福祉事務所に2部提出して下さい。併せて、サテライトとなる事業所の廃止届とみなし指定の辞退申出書を介護支援課へ提出して下さい。

4 留意事項

- ・小規模通所介護事業所が、同一法人で別事業所である小規模通所介護事業所のサテライト事業所になることも可能です。(定員は原則合算となり、結果19名以上であれば県指定の事業所となります。)
- ・複数の事業所が1つの事業所のサテライト事業所になることも可能です。

■サテライト事業所(小規模多機能型居宅介護)へ移行する場合

1 移行に係る留意事項

- ・通所介護の人員配置では不十分であり、小規模多機能型居宅介護事業所としての人員配置が必要となります。
- ・小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所については、本体事業所と別に指定を受けるものであり、同一法人間に限定しているものではありません。
- ・サテライト事業所として必要な「宿泊室」については、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間を整備に係る猶予期間とする経過措置が設けられています。
- ・市町村から宿泊室の設置を猶予される場合、事業者は小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所の整備計画を策定し、市町村に提出することとなります。
- ・小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所となる場合、サテライトとなる事業所の廃止届とみなし指定の辞退申出書を県介護支援課へ提出して下さい。

2 市町村相談窓口

市町村	課	係・担当	電話番号
長野市	介護保険課	サービス担当	026-224-5094
松本市	高齢福祉課	介護給付担当	0263-34-3213
上田市	高齢者介護課	介護保険担当	0268-23-6246
飯田市	長寿支援課	介護保険係	0265-22-4511
須坂市	高齢者福祉課	介護保険係	026-248-9020
小諸市	高齢福祉課	介護福祉係	0267-22-1700
伊那市	高齢者福祉課	介護保険係	0265-78-4111
駒ヶ根市	福祉課	高齢福祉係	0265-83-2111
中野市	高齢者支援課	介護保険係	0269-22-2111
飯山市	保健福祉課	高齢者介護保険係	0269-62-3111
塩尻市	長寿課	介護保険係	0263-52-0285

佐久市	高齢者福祉課	介護保険資格係	0267-62-3154
千曲市	高齢福祉課	介護保険係	026-275-0004
東御市	福祉課	高齢者係	0268-64-8888
安曇野市	介護保険課	介護保険担当	0263-71-2472
小海町	町民課	高齢者支援係	0267-92-2525
川上村	保健福祉課	福祉係	0267-97-3614
南牧村	住民課	福祉係	0267-96-2211
南相木村	住民課	住民係	0267-78-2121
北相木村	住民福祉課	介護保険係	0267-77-2111
佐久穂町	健康福祉課	高齢者係	0267-86-2528
軽井沢町	保健福祉課	高齢者係	0267-44-3333
御代田町	保健福祉課	介護高齢係	0267-31-2512
立科町	町民課	住民福祉係	0267-56-2311
青木村	住民福祉課	地域包括支援センター係	0268-49-0111
長和町	町民福祉課	保険係	0268-68-3111
辰野町	保健福祉課	高齢福祉係	0266-41-1111
箕輪町	福祉課	高齢者福祉係	0265-79-3111
飯島町	健康福祉課	高齢者福祉係	0265-86-3111
南箕輪村	住民福祉課	福祉係	0265-72-2105
中川村	保健福祉課	高齢者福祉係	0265-88-3001
宮田村	福祉課	福祉係	0265-85-4128
松川町	保健福祉課	高齢者係	0265-36-7022
高森町	健康福祉課	長寿支援係	0265-35-9412
阿南町	民生課	福祉係	0260-22-4051
阿智村	民生課	福祉係	0265-43-2220
平谷村	住民課	—	0265-48-2211
根羽村	住民課	福祉係	0265-49-2111
下條村	福祉課	福祉係	0260-27-1231
売木村	住民課	住民係	0260-28-2311
天龍村	住民課	健康支援係	0260-32-2001
泰阜村	福祉課	保健福祉係	0260-26-2111
喬木村	保健福祉課	包括支援係	0265-33-1120
豊丘村	健康福祉課	介護保険係	0265-35-9064

大鹿村	保健福祉課	福祉係	0265-39-2001
麻績村	住民課	福祉係	0263-67-3001
生坂村	健康福祉課	健康づくり係	0263-69-3500
山形村	保健福祉課	介護保険係	0263-97-2100
朝日村	住民福祉課	福祉担当	0263-99-2001
筑北村	住民福祉課	福祉係	0263-66-2111
坂城町	福祉健康課	保険係	0268-82-3111
小布施町	健康福祉課	福祉係	026-214-9108
高山村	村民生活課	福祉係	026-242-1200
山ノ内町	健康福祉課	介護保険係	0269-33-8411
木島平村	民生課	健康福祉係	0269-82-3111
野沢温泉村	民生課	福祉係	0269-85-3112
信濃町	住民福祉課	介護支援係	026-255-4214
小川村	住民福祉課	社会福祉係	026-269-2323
飯綱町	保健福祉課	介護支援係	026-253-4764
栄村	健康支援課	介護支援係	0269-87-3301
諏訪広域連合	介護保険課	介護審査係(事業所指導担当)	0266-82-8162
木曾広域連合	健康福祉課	福祉係	0264-23-1050
北アルプス広域連合	介護福祉課	介護庶務係	0261-22-7196

諏訪広域連合・・・岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
木曾広域連合・・・上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町
北アルプス広域連合・・・大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村

■指定通所介護(県指定)として運営していく場合

1 移行に係る定員変更について

現在届出されている利用定員が18名以下であり、今後定員を19名以上に増員し県指定の事業所として運営していく場合、平成28年3月31日までに利用定員を変更し、県に届出を行って下さい。
(極力早期の提出にご協力ください。)

2 平成28年4月1日以降の報酬区分について

平成27年度に小規模型の報酬区分を算定していた場合であっても、平成28年度は平成27年度の利用者実績により、通常規模、大規模Ⅰ、大規模Ⅱのいずれかを算定することになります。

■その他

1 地域密着型通所介護となる事業所の指定更新申請について

【有効期限が平成 28 年 3 月 31 日までの事業所】

県に申請します。（平成 28 年 4 月 1 日付けで県から更新の指定を行います。同日指定通所介護の効力を失い、地域密着型通所介護のみなし指定を受ける取扱いとなります。）

【有効期限が平成 28 年 4 月 1 日以降の事業所】

所在市町村に申請します。

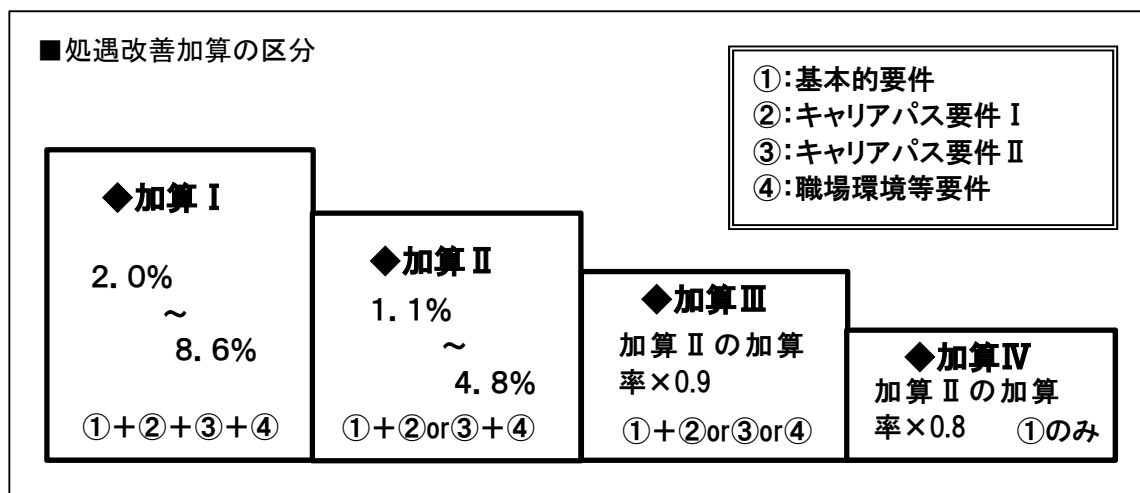
2 意向調査について

平成 28 年 4 月 1 日からの運営方法について、現時点の予定を別紙調査票に記入し、郵送又は F A X 等により提出して下さい。いただいた情報を基に市町村へ指定書類等の引継を行いますので、調査票提出後に、回答した内容を変更することとなった場合（調査回答時は地域密着型通所介護に移行する予定だったが、急遽定員を増員して県指定として運営していくことになった場合等）は、早めに介護支援課までご連絡下さい。

3 介護職員処遇改善加算の活用について

介護職員処遇改善加算は、平成 23 年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度から当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されました。

本加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定します。



① 基本的要件

ア 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

イ 事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。

ウ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

エ 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

オ 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

カ 当該事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 10 条第 2 項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

②キャリアパス要件Ⅰ（就業規則等の整備）

介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を書面により作成し、全ての介護職員に周知していること。

③キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施）

介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しており、その内容を全ての介護職員に周知していること。

④職場環境等要件（介護職員の労働環境等の改善）

平成 20 年 10 月から（加算Ⅰの算定に当たっては、平成 27 年 4 月から）上記①イの届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

■加算Ⅳを算定するためには…

①基本的要件を全て満たす必要があります。

■加算Ⅲを算定するためには…

①基本的要件に加え、②キャリアパス要件Ⅰ又は③キャリアパス要件Ⅱ又は平成 20 年 10 月以降で、④職場環境等要件に取り組んでおり、その内容とそれに要した費用を職員に周知していることが必要となります。

(職場環境等要件の例)

- ・ 経営・人材育成理念を介護サービスの公表システムにより公表している。
- ・ 研修の受講に当たり、費用を補助している。休みを有休扱いにしている。
- ・ パソコン等の事務機器の導入など、介護職員の事務負担を軽減する方策を行っている。
- ・ 育児休業制度等の整備をしている。
- ・ 職員の意見を踏まえ、勤務環境や利用者へのケア内容を改善している。
- ・ 職員の休憩スペースを設置した …等

→ こうした例の1つでも取り組んでいれば、加算Ⅲの算定は可能です。(この他にも、介護職員の労働環境の改善に係る取組を行っている場合、計画書の自由記載欄に記入することができます。)

■加算Ⅱを算定するためには…

①基本的要件と④職場環境等要件を満たした上で、就業規則や内規等による介護職員の職務・職責や賃金体系の整備(②キャリアパス要件Ⅰ)又は職員の資質向上に関する研修計画の整備と実施(③キャリアパス要件Ⅱ)が必要となります。

研修については、事業所内部で行う研修(事業所のベテラン職員によるケア方法、コミュニケーション方法等の研修等)でも要件を満たします。

■加算Ⅰを算定するためには…

①基本的要件、②キャリアパス要件Ⅰ、③キャリアパス要件Ⅱ、④職場環境等要件の全てを満たすことが必要となります。

なお、④職場環境等要件については、平成27年4月以降に新たに実施したものに限られます。